受注者へのお願い

【港則法に係る河川内工事等について】

岡山河川事務所が管理する吉井川、旭川、高梁川における港則法が適用される範囲 (別図-1、2参照)での工事、及び作業については、受注者より海上保安部への申請が必要です。船を使用した測量作業や、水質調査(橋上からの採水作業を含む)についても同様に海上保安庁への手続きが必要となります。ご不明な点などございましたら、岡山河川事務所、または各出張所へお問い合わせ下さい。

《参考》玉野海上保安部HP より抜粋

特定港(宇野港)内又は特定港の境界附近で工事、作業又は行事を行う場合は、港 則法の規定により、あらかじめ港長の許可を受けなければならないこととなっておりますの で、下記要領を参考に申請をお願いします。

特定港以外の港則法適用港(日比港、岡山港、小串港、西大寺港、牛窓港、片上港、鶴海港、日生港)での工事、作業についても同様の申請を玉野海上保安部長あてにお願いいたします。

(「宇野港等における港則法に基づく許可申請要領」より抜粋 https://www.kaiho.mlit.go.jp/06kanku/tamano/pdf/kouzishinsei.pdf

《参考》水島海上保安部HP より抜粋

1. 案内情報

①手続名:特定港内等における工事等の許可

②手続根拠:港則法第31条第1項

③手続対象者:特定港内又は特定港の境界附近で工事又は作業をしようとする者

(当該工事又は作業の実施責任者)

④提出時期:特定港内又は特定港の境界附近で工事又は作業をしようとするとき

(水島海上保安部HP「工事・作業又は行事の許可 <様式>」より抜粋 https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/apply/koumu9.pdf

【詳しくはこちらのリンクへ】

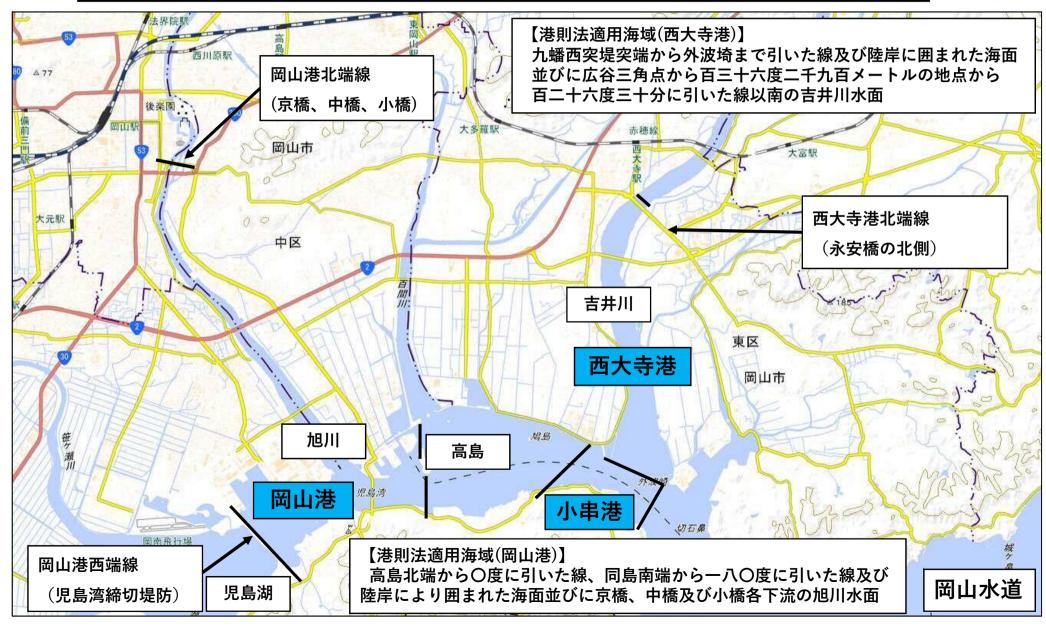
○玉野海上保安部HP(旭川、吉井川)

(https://www.kaiho.mlit.go.jp/06kanku/tamano/)

○水島海上保安部HP(高梁川)

(https://www.kaiho.mlit.go.jp/06kanku/mizushima/)

岡山港(旭川)、西大寺港(吉井川)水域位置図



水島港(高梁川)水域位置図

